



お知らせ

2024年1月17日
首都高機械メンテナンス株式会社

当社社員の懲戒処分について

2023年11月12日（日）に逮捕された当社社員について、道路交通法第117条の2の2第1項第3号に基づき処分されたこと等により、2024年1月16日付をもって免職（懲戒解雇）処分をいたしました。

今後、社員一同、綱紀の粛正に努め、倫理観に立脚した良識ある行動を実践していくとともに、弊社として、より一層のコンプライアンスの遵守徹底を図ってまいります。

以上